

答弁書第四一号

内閣参質一七三第四一号

平成二十一年十一月二十四日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田五月殿

参議院議員山谷えり子君提出道徳教育の推進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山谷えり子君提出道徳教育の推進に関する質問に対する答弁書

一について

文部科学省としては、平成二十二年度予算の概算要求において、教育委員会に対して道徳教育用教材の作成及び購入に係る財政支援を行うための経費を計上している。

二について

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第三項において、職員は、職員団体に加入し、又は加入しないことができることとされており、公立学校の教職員が特定の職員団体に加入し、又は加入しないことについて、政府としてお答えする立場にない。

三について

文部科学省としては、道徳教育について、昨年三月に改訂された小学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十七号）及び中学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十八号）において、学校における指導内容や指導体制の充実等を図ったところであり、今後とも、各学校において、学習指導要領等に基づき、家庭及び地域と十分な連携を図りつつ、道徳教育の充実が図られるよう取り組んでまいり

たい。